



平成 29 年 8 月 25 日

各 位

会 社 名  **新東株式会社**
代表者名 代表取締役社長 石川 達也
(J A S D A Q ・ コード 5 3 8 0)
問合せ先 管理部長 早川 正
電 話 0 5 6 6 - 5 3 - 2 6 3 1 (代表)

単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更
ならびに株式併合に伴う配当予想の修正に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 8 月 25 日開催の取締役会において、単元株式数の変更および定款の一部変更について決議するとともに、平成 29 年 9 月 26 日開催予定の第 54 回定時株主総会（以下「本株主総会」という）に、株式併合に関する議案を提出することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一することを目指しております。

当社も、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の 1,000 株から 100 株に変更することといたします。

(2) 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成 30 年 1 月 1 日

(4) 変更の条件

本株主総会において、下記「2. 株式併合」に関する議案および「3. 定款の一部変更」に関する議案がいずれも承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 併合の理由

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）を維持することを目的として、株主併合を行うものであります。

(2) 併合の内容

① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合の割合

平成 30 年 1 月 1 日をもって、平成 29 年 12 月 31 日（実質上 12 月 29 日）の最終の株主名簿に記載された株主の所有株式 10 株につき 1 株の割合で併合する。

③ 併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成 29 年 6 月 30 日現在）	4,158,417 株
株式併合により減少する株式数	3,742,576 株
株式併合後の発行済株式総数	415,841 株

（注）株式併合により減少する株式数および株式併合後の発行済株式総数は、併合前の発行済株式総数に株式併合の割合を乗じた理論値です。

(3) 併合により減少する株主数

平成 29 年 6 月 30 日現在の株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主	542 名（100.0%）	4,158,417 株（100.0%）
10 株未満	141 名（26.0%）	177 株（ 0.0%）
10 株以上	401 名（74.0%）	4,158,240 株（100.0%）

上記株主構成を前提として株式併合を行った場合、現在 10 株未満の株式のみご所有の株主様 141 名（所有株式数の合計 177 株）は株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社または当社株主名簿管理人までお問い合わせ下さい。

(4) 1 株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法第 235 条に基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

(5) 併合の条件

本株主総会において、株式併合に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

(1) 定款変更の目的

上記1. に記載の「単元株式数の変更」および上記2. に記載の「株式併合」に伴う定款の一部変更であります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>15,000,000</u> <u>株</u> とする。 (単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1,500,000</u> <u>株</u> とする。 (単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。

(3) 定款変更の条件

本株主総会において、株式併合に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

4. 単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更の日程

取締役会決議日	平成29年8月25日
第54回定時株主総会開催日	平成29年9月26日(予定)
単元株式数変更の効力発生日	平成30年1月1日(予定)
株式併合の効力発生日	平成30年1月1日(予定)
定款一部変更の効力発生日	平成30年1月1日(予定)

※上記のとおり、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日は平成30年1月1日ですが、株式売買後の振替手続の関係で、東京証券取引所における売買単位が1,000株から100株に変更される日は、平成29年12月27日となります。

5. 配当予想の修正

平成 29 年 8 月 7 日に公表しました平成 30 年 6 月期の配当予想に関して、併合の割合に応じて 1 株当たりの期末配当額を 10 倍とする旨の修正を行うものであります。配当予想の修正は、本株式併合に伴い、1 株当たり配当金額の予想を修正するものであり、配当予想に実質的な変更はありません。

	年間配当金 (円)		
	第 2 四半期	期末	合計
前回予想 (平成29年 8 月 7 日発表)	0.00	7.50	7.50
今回予想	0.00	75.00	75.00
当期実績 (平成30年 6 月期)			
前期実績 (平成29年 6 月期)	0.00	7.50	7.50

以 上

(ご参考) 単元株式数の変更および株式併合に関するQ & A

Q 1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか？

A 1. 単元株式数の変更とは、株主総会での議決権の単位および証券取引所での売買単位となっている株式数を変更することです。

今回当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

Q 2. 株式併合とはどのようなことですか？

A 2. 株式併合とは、複数の株式を併せてそれより少ない数の株式数にすることです。

今回当社では、10株を1株に併合いたします。

Q 3. 単元株式数の変更と株式併合の目的はなんですか？

A 3. 全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。当社も、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の1,000株から100株に変更することといたしました。併せて、投資単位を適切な水準に調整することを目的として、株式併合を実施することといたしました。

Q 4. 株主の所有株式数や議決権数はどのようになるのですか？

A 4. 株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成29年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株式数に10分の1を乗じた株式数（1株未満の端数がある場合は、これを切り捨てます。）となります。また、議決権数は併合後の所有株式数100株につき1個となります。

具体的には、今回の単元株式数の変更および株式併合の効力発生日前後で、株主様の所有株式数や議決権は、次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式
例①	2,000株	2個	200株	2個	なし
例②	1,666株	1個	166株	1個	0.6株
例③	1,200株	1個	120株	1個	なし
例④	555株	なし	55株	なし	0.5株
例⑤	3株	なし	なし	なし	0.3株

株式併合の結果、1株未満の端数が生じた場合（上記の例②、④、⑤のような場合）は、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。また、効力発生前の所有株式が10株未満の場合（上記の例⑤のような場合）は、株式併合によりすべての所有株式が端数株式となるため、株主としての地位を失うこととなります。何卒ご理解を賜りたいと存じます。

なお、株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取り制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続きにつきましては、お取引の証券会社または後記のお問い合わせ先までお問い合わせください。

Q 5. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響はありますか？

A 5. 株式併合を実施しても、その前後で会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主様が所有の当社株式の資産価値に影響はございません。確かに、株主様が所有する株式数は、株式併合前の10分の1となりますが、逆に1株当たりの純資産額は10倍となります。

Q 6. 株式併合に伴い、必要な手続きはありますか？

A 6. 特に必要なお手続きはございません。なお、上記Q 4のとおり、10株未満の株式につきましては、株式併合により端数株式となるため、これを当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

Q 7. 受け取る配当金への影響はありますか？

A 7. 今回の株式併合により株主様の所有株式数は10分の1となりますが、株式併合の効力発生後においては、併合割合を勘案して1株当たりの配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動その他の要因を別にすれば、株式併合を理由として株主様の受取配当金の総額が変額することはありません。ただし、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q 8. 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか？

A 8. 次のとおり予定しています。

平成 29 年 9 月 26 日	第 54 回定時株主総会
平成 29 年 12 月 27 日	100 株単位での売買開始日
平成 30 年 1 月 1 日	株式併合と単元株式数変更の効力発生日
平成 30 年 3 月上旬	端数株式相当分の処分代金のお支払い

【お問い合わせ先】

単元株式の変更および株式併合に関してご不明な点がございましたら、お取引のある証券会社または以下の株主名簿管理人にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
東京都府中市日鋼町1-1 電話 0120-232-711 (通話料無料)
郵送先 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
受付時間：午前9時から午後5時まで(土日祝祭日を除く)

以上